

チコ労務管理事務所通信

高年齢者雇用の状況と改正法施行後の 高年齢従業員の処遇

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 5 割弱

厚生労働省は、2012 年「高年齢者の雇用状況」(6 月 1 日現在)の集計結果を 10 月中旬に公表しました。

これによれば、高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は 97.3% (前年比 1.6 ポイント上昇)で、大企業で 99.4% (同 0.4 ポイント上昇) 中小企業で 97.0% (同 1.7 ポイント上昇)でした。

また、希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は 48.8% (同 0.9 ポイント上昇)で、大企業で 24.3% (同 0.5 ポイント上昇) 中小企業で 51.7% (同 1.0 ポイント上昇)との結果となりました。

約 4 分の 1 は継続雇用を「希望しない」

また、定年到達者の継続雇用の状況についてですが、過去 1 年間に定年年齢に到達した人(43 万 36 人)のうち、「継続雇用された人」は 73.6% (31 万 6,714 人)、「継続雇用を希望しなかった人」は 24.8% (10 万 6,470 人)、「継続雇用の基準に該当しないこと等により離職した人」は 1.6% (6,852 人)でした。

約 4 分の 1 の人は継続雇用されること自体を望んでいないようです。

継続雇用者の処遇はどのように決める？

高年齢者雇用安定法の改正(2013 年 4 月 1 日施行)により、労働者が希望すれば、企業は 65 歳までの雇用確保措置(継続雇用等)が義務付けられます(例外あり)。その際に問題となるのが、継続雇用者の「処遇」です。

日本経団連が行った「2012 年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査」の結果によれば、法改正に伴って必要となる対応について、44.2%の企業が「高年齢



従業員の貢献度を定期的に評価し、処遇へ反映する」と回答しています。

高年齢従業員の業務内容や貢献度に応じて、処遇を決定しようとしている企業が多いようです。

動き始めた「厚生年金基金制度」の 改革

制度改革に向けた大きな一歩

厚生労働省は、11 月 2 日に「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の第 1 回会合を開き、「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」を示しました。

同省では、この試案をベースとして、「厚生年金基金制度改革」を行いたい意向であり、今後の動向が注目されます。

示された「試案」の内容

上記委員会で示された厚生年金基金制度(以下、「基金」)の見直しに関する「試案」の主な内容は、次の通りです。

(1) 特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応

基金の「代行割れ問題」については、従来は「特例解散制度」により、分割納付の特例や厚生年金本体への納付額の特例が設けられてきました(時限措置)。しかし、母体企業の負担能力が著しく低

下している基金では、特例措置を用いても解散できない状況です。

そこで、現行の特例解散制度の基本的な考え方・枠組みを維持しつつ、一定の見直しを行うとしています。見直し後の特例解散制度は5年間の時限措置とするようです。

(2) 企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

日本の経済基調が低成長に変化し、金融市場の変動幅が拡大する中、持続可能な企業年金を普及させるため、企業年金の選択肢の多様化を進めるとしています。

また、中小企業の企業年金を維持する観点から、基金から他の企業年金への移行を支援するための特例措置を設けるとしています。

(3) 代行制度の見直し

代行部分の債務(最低責任準備金)の計算方法について、有識者の指摘等を踏まえ、厚生年金本体との財政中立の範囲内で適正化を図り、代行制度の今後の持続可能性に関する検証や厚生年金本体の財政に与える影響等を踏まえ、10年間の移行期間を置いたうえで、代行制度を段階的に縮小・廃止していくとしています。

また、移行期間中の制度運営にあたって、解散認可基準等の見直しも行うようです。

来年の通常国会に関連法案提出か

AIJ 問題に端を発した厚生年金基金の問題ですが、今後、改革に向けた動きが加速していく可能性もあり、厚生労働省では、関連法律の改正案を来年の通常国会に提出する予定です。

「職場の飲みニケーションは必要」は古い考え!?

約6割が「職場の飲み会は必要」

「飲みニケーションは必要だ!」という考えも今や昔の話とも思われがちですが、まだまだ健在のようです。

株式会社インテージが今年8月に実施した「仕事帰りの外飲み事情 2012」(ビジネスパーソン意識調

査)によれば、約6割の人が「職場の飲み会は必要」と思っていることが明らかになりました。

仕事帰りの飲みの相手は誰?

最近3カ月の仕事帰りの外飲み(職場以外の人との飲みも含む)状況ですが、67.1%の人が飲みに行っており、男性20代で81.0%、女性20代で75.0%でした。一方、飲みに行っていないと回答したのは32.9%の人で、特に女性30~50代の割合が高いようです。

仕事帰りに飲む相手の上位は、「職場の同僚(同性、異性問わず)」が最多(56.1%)であり、「職場の同僚(同性のみ)」(33.3%)、「職場の上司」(32.6%)が続いています。

職場の飲み会は必要 or 不要?

約6割(58.9%)の人が「必要だと思う」と回答し、男性の全年代と20代女性では6割以上が「必要」と回答しているのに対し、女性の30~50代では5割以上の人が「必要だと思わない」と回答しています。

職場のコミュニケーションを図る1つの方法として「職場の飲み会」は有効なようですが、20代男女の3割以上は「上司からの誘いを断ることができない」と思っている状況もまた、あるようです。

~ 本年の年末調整と来年からの源泉徴収 ~

今年も年末調整の季節になりましたが、昨年と比べ以下の点が変更になっているので、ご注意ください。

生命保険料控除の改正(介護医療保険追加、上限額変更)

交通用具使用通勤者の非課税通勤手当上限額変更

なお、来年からは所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収するため、源泉徴収税額表も変更になります。

来年からの給与計算の際は、平成25年分源泉徴収税額表により源泉徴収してください。

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは...

チコ労務管理事務所

連絡先: 〒130-0014 東京都墨田区亀沢4-19-3-502
電話: 03-3625-2927 FAX: 03-6751-8185
e-mail: info@chiko-jimusho.com